土石の堆積に関する工事の場合のフローチャート

申請人

この間約10日

事前相談書提出

●事前相談正・副2部提出。

事前相談書の回答

●周辺地域の住民に対しての事前周知を行う。

この間約14日

※許可申請は、検討、修正等により、許可までに時間を要する傾向にありますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

許可申請書提出

●正・副2部提出。

許　可

※許可後、法第12条第4項による公表

標識の掲示

工事着手

定期報告書の提出

定期報告書の提出

●正副各１部提出

報告を要する規模	報告の期間
①堆積の高さ5m超かつ面積1500㎡超 ②堆積の面積3000㎡超	許可より3ヶ月毎

堆積した全ての土石の除却完了

堆積した全ての土石の除却が完了した日から4日以内に申請が必要
※検査日は当課と協議の上決定し、申請については検査日の2日前までに提出すること。

工事の確認申請書

法17条4項
土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令の定めるところにより、堆積されていたすべての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

この間約10日

現場立会確認

確認済証の交付